

(一財) 愛知県住宅センター女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和4年3月10日 策 定

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2. 目標と取組内容

目 標	全職員に占める女性労働者の割合を25%以上にする
-----	--------------------------

取組内容 令和4年4月～ 女性労働者が活躍できる企業であることをPR
(ホームページの採用情報)

令和6年4月～ 仕事と育児の両立を支援するため、定期的に管理職に対して当
センターの育児関連制度の周知と意識啓発を実施

令和8年4月～ 女性が少ない部署への女性労働者の積極的な配置